

公共鹿第356号

平成28年8月4日

各所属所長 殿

公立学校共済組合鹿児島支部長
(鹿児島県教育委員会教育長)

任意継続掛金の算定の標準となる標準報酬月額の見直しについて (通知)

このことについて、平成28年6月29日付けで公立学校共済組合定款の一部が変更されたことにより、下記のとおりとなりますので、貴所属所の組合員への周知をお願いします。

記

1 平成29年3月31日までに退職する組合員【従前どおり】

次の①から③のうちいずれか低い額を任意継続掛金の算定の標準となる報酬月額とする。

①退職時の標準報酬月額

②組合員期間が15年以上で55歳以上に達した後初めての退職の場合

①の標準報酬月額に100分の30を乗じて得た額を控除した額 (①-①
×30%の額) を標準報酬等級表に当てはめた額

③全組合員の平均標準報酬月額 (平成28年度に適用される額は440,000円)

2 平成29年4月1日以後に退職する組合員【割引制度の廃止】

次の①②のうちいずれか低い額を任意継続掛金の算定の標準となる報酬月額とする。

①退職時の標準報酬月額

②全組合員の平均標準報酬月額

問合せ先

公立学校共済組合鹿児島支部
福利係 高田橋 (こうたばし)
電話 099-286-5217